

第 147 号 (2018 年 5 月)

■ 特 集

- ◆ 最近の環境規制による工場移転の動向と留意点
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 1

■ 経 済

- ◆ ポスト全人代の中国
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部 6

■ 人民元レポート

- ◆ 中国人民銀行新総裁について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：税関総署が「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」を公布
KPMG 中国 16
- ◆ 法務：海外年金 ～中国における新しい「企業年金弁法」の施行について
三菱 UFJ 信託銀行 年金コンサルティング部 19

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「最近の環境規制による工場移転の動向と留意点」

- ◇17 年 8 月、国務院は都市の人口密集地で危険化学品を生産する企業の改造・移転に関する計画を発表。中小企業と重大なリスクのある大企業は 18 年末までに移転・改造を開始して 20 年末迄に完了、その他の大企業と特大企業は 20 年末迄に開始、25 年末までに完了を目標としている。
- ◇16 年から 17 年にかけて、すべての省・自治区・直轄市で党中央・国務院による「中央環境査察」が行われ、各地区に対し具体的な問題指摘、改善指示がなされた。各地区はこれを受けて改善に取り組み、その過程で多くの企業が移転を迫られている。
- ◇政府の計画によるもののほか、政府が企業に対し個別に移転を勧誘・要請する動きも目立っている。都市化に伴い居住区域が拡大する中で、都市郊外にある工場の再配置を進める動きが背景。企業に圧力を掛けて自主的な移転を促すという対応で、大都市から中小都市にも広がっている。
- ◇企業が政府から移転を求められた場合、移転の必要性の判断、長期・安定的な操業を維持するための移転先の調査、移転スキーム（住所移転／別企業設立）の選択、政府補償（資金調達支援、建設費補助、建物収用補償）の獲得等に留意が必要。

経 済 「ポスト全人代の中国」

- ◇例年、全人代で注目されるのは、開催日の政府活動報告で示される成長率目標、主要閣僚らの会見、選挙単位ごとに開催されるグループ討議に出席した国家主席、首相、将来のリーダー候補らの発言、重要審議事項の採決、閉幕後の首相会見がある。
- ◇一方、今年の全人代で注目が集まったのは、習近平国家主席の任期撤廃につながる憲法修正、王岐山国家副主席、劉鶴副首相らの政府人事などで、習近平国家主席の権力基盤が一段と強固になり、中国を取り巻く環境がこの 2~3 年で大きく前進したことを象徴している。
- ◇こうした潮目の変化の中で、欧米の専門家の間では中国の政治体制の違いを認めつつ、政策課題については是々非々で交渉し、同時に欧米の民主主義システムをあらためて強化すべきとする中国との対峙姿勢が顕著となり始めており、斯かる変化の兆しは今年の全人代、ポスト全人代の中国について考える上で重要なポイントであろう。

人民元レポート 「中国人民銀行新総裁について」

- ◇2018 年 3 月、中国人民銀行総裁は、15 年間総裁を務めた周小川氏から、易綱氏に交代した。易綱氏のこれまでの発言等からは、前総裁の路線を踏襲し中立な金融政策の維持、金融債務リスク削減、流動性環境の安定、マクロプルーデンス評価の更なる推進に取り組むと見られる。
- ◇但し、易綱氏は党内序列が周前総裁ほど高くない中、劉鶴副首相との連携を図りながら金融政策運営をすることとなる。劉氏の経済政策の基本姿勢は都市化、市場化、産業高度化、国際化、の 4 点を重視するとされている。
- ◇易綱氏は、新総裁就任後初となる講演では「金融業の開放と金融リスクの予防を等しく重視する」と表明する等、無難な内容が目立った。一方、4 月 17 日の預金準備率引下げでは過去見られなかった手法を導入する等、実務に長けたバックグラウンドを垣間見せた。今後の金融政策運営がどのような変化を見せるのか注目だ。

スペシャリストの目

税務会計 「税関総署が『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』を公布」

☆中国税関総署は 2017 年 12 月 26 日付けで「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」（税関総署令第 236 号）を公布。これまで、企業と税関は価格、商品分類、原産地などを巡って異なる見解を持つことが散見され、これが企業の輸出入の通関手続き上、効率化の向上の阻害要因となっていた。

☆事前裁定で輸出入対象貨物の分類、原産地、課税価格に関連する要素、関税評価方法などの税関事務について、貨物の輸出入前に評価を行いかつ評価を基にした事前裁定を申請することで、税関申告時、申告後に予見される争議を減らし、通関手続きの効率化を図ることが可能となる。

☆ただ、暫定弁法では、申請受理部門、申請書類、申請拒否条件等が明確にされていない。また、通関業者は申請資格者に該当しない、税関は貨物が 3 ヶ月後に輸出入される予定であることを立証できる書類などを要求する可能性がある点等に注意が必要。

法務 「海外年金 ～中国における新しい『企業年金弁法』の施行について」

☆中国では、経済の発展と急速な少子高齢化への対応から、今年 2 月 1 日、新しい「企業年金弁法」が施行。今回の改正法では、企業年金の定義が明確化され、年金の納付と受領の規定が整備され、納付方式・納付額の詳細が規定された。

☆また、少子高齢化の急速な進展による公的年金の財政不足の懸念から、政府は個人の資産形成を推進するため、公的年金、企業年金に次ぐ第 3 の柱として「商業養老保険」を 2008 年に創設。同保険の加入者の保険料所得控除の試行を 2017 年度から行うこととした。

☆日本と中国での年金保険料の二重負担を解決するための日中社会保障協定が本年 1 月 28 日に実質合意に至る。今後協定案文の確定に向けた作業を行い、早期発効を目指す。協定が締結されると、勤務期間が 5 年以内の駐在員は派遣元の年金制度のみに加入、5 年超の駐在員は原則として派遣先国の年金制度に加入することになる。

～アンケート実施中～

（回答時間：10 秒。回答期限：2018 年 5 月 25 日）

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



最近の環境規制による工場移転の動向と留意点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

中国ではこの数年、環境に関わる法規制や政府の汚染取り締まりが強化され、日系企業にも大きな影響が及んでいる。多くの中国企業が操業停止や閉鎖に追い込まれる中で、原材料・資材価格が高騰し、調達や外注加工が困難になり、あるいは日系企業自身が環境関係の法令や排出基準に違反したとして処罰を受けるケースが増えている。

こうした中で、工場の移転を検討している企業が少なくない。実際に移転した企業は多くないが、今後は移転を余儀なくされる企業が大幅に増えることが予想される。

今回は、環境規制による工場の移転をめぐる最近の動きと、移転を検討する際の留意点について述べてみたい。

1. 工場移転をめぐる政府の対応

1) 危険化学品製造企業の改造・移転

今後、企業の移転が増えると見られるのは、中国政府が都市部の環境リスクのある企業に対して軒並み改造、移転または閉鎖させる方針を打ち出しているためである。

2017 年 8 月に国務院から都市の人口密集地に所在する危険化学品を生産する企業の改造・移転に関する計画が発表されたが、これは企業の大量移転を意図したものである（注 1）。企業の移転に関する国の計画は、数年前からいくつか発表、実施されているが、それらの対象は都市の市街地にある古い工業区の企業や環境汚染が深刻な企業に限られていた。今後は、この計画を手始めとして環境リスクのあるすべての業種の企業に拡大されていくものと思われる。

危険化学品製造企業の移転・改造計画では、安全と“衛生防護距離”（工場の境界から居住区域の境界までの最小距離）の基準に達していない企業が対象とされ、そのうち中小企業と重大なリスクのある大企業は 2018 年末までに移転・改造を開始して 2020 年末までに完了し、その他の大企業と特大企業については同じく 2020 年末までに開始して 2025 年末までに完了することが目標とされている。

これを受けて、すでに多くの省・自治区・直轄市が実施計画を制定しているが、その対象企業は万単位に上ると見られる。

地方の計画の中では、江蘇省の計画が実施の対象となる企業や所在地などを具体的に記載しているが、それによると、対象企業は「危険化学品目録」に記載される品目（注 2）の最終製品と中間製品を生産する企業で、企業の所在地は都市の市街地にとどまらず、都市部と農村部、農村部の町（鎮）と農村の隣接区域も含むとされている（注 3）。江蘇省には化学品製造企業が約 6300 社あるが、そのうち“化工園區”と言われる化学工業専用の開発区に入居している企業は約 30%（約 1900 社）にとどまっている（注 4）。都市部にある残りの化学品製造企業のうち、危険化学品を製造している企業はかなりの数に上っており、日系企業でも該当する企業があると思われる。

なお、江蘇省の計画では、まず 2018 年 3 月末までに移転企業の受け入れが可能な“化工園區”のリストを公布し、6 月末までに区を設けている市（省のすぐ下にある大都市）が行動計画を制定するとしており、まもなく実施される予定である。

計画の実施にあたっては、政府が強権的なやり方を探ることが懸念される。国の計画では、企業を主体とし、政府は政策で誘導する、段階的かつ穏やかに推進すると述べられているが、地方としては期限内に大量の企業の移転・改造を実現するために企業に強制することもあるのではないかとと思われる。

危険化学品生産企業の移転・改造計画の要点

対象企業	都市の人口密集地域に所在する安全と衛生防護距離の基準に達しない危険化学品製造企業
実施内容	所在地での改造、規範的な化工園區への移転、または閉鎖
時期の目標	中小企業と重大なリスクのある大企業は 2018 年末までに移転・改造を開始し 2020 年末までに完了、その他の大企業と特大企業は 2020 年末までに移転・改造を開始し 2025 年までに完了
政策措置	①財政・租税支援：既存の資金調達チャネルを通じた支援、専門基金の設立、建設費の補助、企業の移転による収入・支出に対する所得税の優遇など ②金融支援：銀行融資の支援、企業の各種債券発行の支援、社会資本の参与奨励、ファイナンスリース会社の参加誘導など ③土地政策による支援：地方への建設用地の優先配分、工業用地払い下げ・賃貸での優遇、化工園區での土地の優先提供、土地増値税の優遇、国有土地上の建物を収用する場合の補償の提供など

2) 「中央環境査察」による地方の改善措置

2016 年から 17 年にかけて、すべての省・自治区・直轄市で党中央・国務院による「中央環境査察」が行われたが、その結果、各地区に対して具体的な問題指摘、改善指示がなされた。各地区はこれを受けて改善に取り組んでいるが、その過程で多くの企業が移転を迫られている。

「中央環境査察」による問題指摘、改善指示は、省・自治区・直轄市毎の改善計画に「中央環境査察のフィードバック意見による具体問題改善措置リスト」として記載されているが、各地区とも数十項目にわたって問題の状況、改善期限、改善措置が具体的に示されている。その中には、企業の移転を伴う措置も含まれている。

例えば、上海市の改善措置リストでは、黄浦江の取水口のある区域での工場の集中や排水口の違法設置の問題が指摘され、2017 年中に整理・改善を行うこととされているが、その影響で多くの企業が強制的に移転させられたと見られる（注 5）。また、江蘇省のリストでは、特に長江や太湖の水質汚染があげられ、多くの項目が 2017 年中の実施とされているが、これを受けて一部地区では企業に対して一時的な操業停止を命じる措置が採られている（注 6）。こうしたことも企業への移転圧力となっているものと思われる。

3) 移転の勧誘・要請

上記のような政府の計画によるもののほか、政府が企業に対して個別に移転を勧誘ないし要請するという動きも目立っている。こうした企業の多くは都市の郊外にあるが、都市化に伴って居住区

域が拡大する中で、政府が工場の再配置を進める動きが背景にある。法令では、政府が強制的に立ち退きを迫ることは公共の利益にとって必要がある場合に限られているため、企業の自主的な移転を促すという対応となる。

そこで、排出基準を満たさない企業に対して操業停止や改善命令を出し、あるいは設備を拡張する企業に対しては環境影響評価や安全・消防検収を厳しくするなどにより、移転の圧力をかけるというやり方が採られる。こうした動きは、大都市だけでなく、中小都市にも広がっている。

2. 移転の検討に際しての留意点

企業が政府から移転を求められる可能性がある場合、考えなければならないことは限りなくあるが、特に留意すべき点をあげてみたい。

1) 移転の必要性の判断

まずは移転が必要かどうかを判断することが先決である。噂や不確実な情報をもとに心配している企業もあるが、地元の政府（鎮政府など）や区・県の環境保護局に直接確認すべきである。その際は、強制的な移転計画があるか、自主的な移転の要請・勧誘か、移転の期限はいつまでか、また政府の補償があるか、自社の土地・建物の売却に協力してもらえるか、といった点を押さえることが重要である。

強制的な移転計画がある場合は、政府から建物の収用に関する公告が出るが、それから行動したのでは移転までの十分な時間を確保できないおそれがあるため、早めに行動するのがよい。

2) 移転先の調査

企業が移転後に長期・安定的な操業を維持するには、移転の候補先を探し、そこに移転する場合のリスクを把握する必要がある。化学品を製造する企業の場合は“化工園區”が有力な移転先候補となるが、“化工園區”だからと言って安心はできない。

現在、各地区で“化工園區”の整理が行われているところで、環境や安全の基準に達していない“化工園區”は改善または閉鎖となる。

江蘇省では、上記のように、2018 年 3 月末までに移転可能な“化工園區”のリストを公布するとされているが、4 月中旬現在、まだ公表されていない。上記の「中央環境査察」に基づく改善措置リストでは、新規の“化工園區”は一律に許可しないとされており、政府が公布するリストに載った“化工園區”のみが移転可能な先となる。

山東省でも“化工園區”の整理が行われており、2017 年 5 月時点では 199 ヲ所あったが、その後、44 ヲ所が閉鎖されている（注 7）。さらに 18 年 1 月には「山東省専門化工園區認定管理弁法」（注 8）が公布、施行され、その他の“化工園區”についても再審査が行われている模様である。この弁法では、下記の通り、面積や立地場所、環境・安全など 13 項目に上る認定基準が定められているが、かなり厳しい。

移転候補先の“化工園區”がこうした基準をクリアしているかどうかを調査することが必要だが、同時に、その“化工園區”での排出基準や廃棄物の処理基準、環境・安全・消防の手続き・条件、また“化工園區”が要求する土地の使用面積や投資強度（単位面積当たりの固定資産投資額の最低基準）などの投資の条件についても、具体的に調査する必要がある。

山東省における化工園區の認定基準

- | | |
|---|--|
| ① | 連続した区域の建設面積が 2 平方キロ以上、または連続した区域の計画面が 3 平方キロ以上で建設面積が 1 平方キロ以上あること |
| ② | 園區の総合発展計画が所在市・県の諸計画に合致し、かつ生態保護・資源利用などの基準を満たしていること |
| ③ | 特色のある主導産業があり、その営業収入が全体の 80%以上あること |
| ④ | 許可された際に安全リスク評価、環境影響評価、水資源論証の各報告が有効期間内にあること |
| ⑤ | 都市の中心地から離れており、風上に位置していないこと |
| ⑥ | 園区内企業の生産・貯蔵場所から学校・病院・居住区域までの距離が基準に達していること |
| ⑦ | 集中熱供給を行っていること |
| ⑧ | 污水集中処理施設、河川排水口があり、その水質が国家・地方標準の要求に合致していること |
| ⑨ | 危険廃棄物の安全処理率が 100%に達していること |
| ⑩ | 安全・環境の集中モニタリングシステムを設置していること |
| ⑪ | 地下水の水質モニタリング設備を設置し、正常に稼働していること |
| ⑫ | 環境保護関係の制限付き許可、公開処分を受けておらず、改善命令を完成していること |
| ⑬ | 安全生産の要求に合致した消防施設・能力を備えていること |

（注）上記の 13 項目すべてを満たしていることが条件とされている。

3) 移転のスキーム

移転の方法としては、企業の住所を移転する方法と、移転先に別に企業を設立し、事業を移管する方法がある。同じ区や県に移転先が見つければ住所の移転も可能かもしれないが、別の市や県に移転する場合には、行政手続きに時間がかかり、その間、操業が中断する可能性がある。

住所を移転する場合も、別に企業を設立して事業を移管する場合も、移転先での環境影響評価、生産許可（危険化学品の場合は企業の設立登記前の取得が必要）、工場の安全・消防検収などに時間がかかる。また、顧客の承認を得るまでの時間も考慮する必要がある。

同じ区や県の中で住所を移転する場合は、移転先にあらかじめ分工場（分公司）を設立し、上記の手続きが終了した後に本社工場から資産を移転し、分工場を本社として登記し直すという方法も考えられる。ただし、この場合は、税務・税関・工商登記の変更が必要で、これらが完了しないと新たに税務発票が取得できず、あるいは税関の再登録ができないため、操業が中断してしまうことになる。この点、注意を要する。

一方、他の市や県に移転する場合は、従業員の処遇や移転後の元の企業の清算が問題となるが、操業中断を回避するという点では、先に企業を設立し、後で資産を譲渡するやり方が確実と言える。

4) 政府補償の獲得

上記の危険化学品製造企業の改造・移転計画では、政府の補償については明確に示されていない。移転・改造を行う企業に対しては、地方政府が既存の資金調達チャネルを通じた支援、専門基金による建設費の補助、国有土地上の建物を収用する場合の補償などがあげられているが、企業の移転による損失を全面的に補償するという考えではなさそうである。

国有土地上の建物を収用する場合とは、公共の利益の必要があつて強制する場合だが、この改造・移転計画はすべての企業に強制するものではないだろう。そこで、この計画によって移転を求められた場合には、まず強制か要請かを確認することが必要で、強制の場合には法に基づいて補償協議を行い、要請の場合には交渉を行うことになる。また、政府が移転を勧誘ないし要請する場合も、補償は政府との個別交渉となる。交渉に際しては、国有土地上の建物の収用に関する国家と地方の法令に照らして、損失に対する補償を獲得するという姿勢で臨むことが必要だろう。

5) 移転時の土壤汚染等の処理

化学品製造企業が移転する場合、使用していた土地の土壤汚染処理が必要になることがある。その土地が住宅用地や公共施設用地などに変更されるか、政府に収用される場合、元の土地使用者が調査を行い、汚染のリスク判定により処理・修復を命じられる（注 9）。土壤汚染に関する法令は、現在のところ試行段階で、適用される業種も化学のほか、石油化学、コークス、メッキ、非鉄、製革などに限られており、環境保護局の対応も規範化されていないが、留意しておく必要がある。

また、元の工場に残った危険廃棄物を移転先に移送する場合、事前に環境保護局の許可を申請し、送付・受領を報告することが義務づけられている。その他の廃棄物についても、危険廃棄物かどうかを鑑定した上で処理する必要がある（注 10）。これらを怠った場合は、処罰されるので、注意が必要である。

（注 1）「国务院弁公厅の都市人口密集区域の危険化学品生産企業の移転・改造推進に関する指導意見」（国弁発〔2017〕77 号、2017 年 8 月 27 日発布・実施）。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/04/content_5222566.htm

（注 2）現行の「危険化学品目録（2015 年版）」には 2828 品目が記載されている。詳細は、国家安全生产監督の下記サイトをご参照。

http://www.chinacoal-safety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4188/2015/0309/247041/content_247041.htm

（注 3）「江蘇省の都市人口密集区域の危険化学品生産企業の移転・改造推進実施計画」（2018 年 1 月 12 日発布・実施）。

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2018/1/25/art_46144_7431261.html

（注 4）「江蘇省の中央第三次環境保護査察組査察フィードバック意見貫徹・実施改善計画」（2017 年 4 月 28 日発布・実施）。

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201704/t20170428_413172.htm

（注 5）「上海市の中央環境保護査察フィードバック意見の貫徹・実施改善計画」（2017 年 7 月 25 日発布・実施）。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw32419/nw42373/nw42374/u21aw1248408.html>

（注 6）上海市に隣接する昆山市では、17 年 12 月下旬から 18 年 1 月上旬にかけて日系企業 20 社を含むと見られる 270 社が操業停止を命じられている。詳細は下記のニュースサイトの記事をご参照。

http://www.sohu.com/a/212812876_609521

（注 7）詳細は下記のニュースサイトの記事をご参照。ちなみに、山東省の化学品製造企業は 2017 年 5 月時点で約 9000 社、「化工園区」への入居率は約 33%（約 3000 社）という。

<http://jnrb.e23.cn/shtml/jnrb/20160506/1552163.shtml>

http://www.sohu.com/a/219006220_617351

（注 8）「山東省専門化工園区認定管理弁法」（2018 年 1 月 12 日発布・実施）。

http://www.shandong.gov.cn/art/2018/1/17/art_2442_231837.html

（注 9）「汚染土地土壤環境管理弁法（試行）」（環境保護部令第 42 号、2016 年 12 月 31 日公布、2017 年 7 月 1 日施行）。

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201701/t20170118_394953.htm

（注 10）「危険廃棄物移転連絡票管理弁法」（国家環境保護総局令第 5 号、1999 年 6 月 22 日公布、同年 10 月 1 日施行）。

http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/jl/200910/t20091022_171811.htm

「危険廃棄物鑑定方法標準」については、下記のサイトをご参照。

<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhzb/bzwb/gthw/wxfwbfbfbz/>

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部

池上隆介

住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



ポスト全人代の中国

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 主任研究員 細尾忠生

1. 今年の全人代

第13期全国人民代表大会第1回会議（全人代）が開催された。

例年、全人代で注目されるのは、開幕日に行われる政府活動報告（案）で示される成長率目標、主要閣僚らの会見（今年は14）、35の選挙単位¹ごとに開催されるグループ討議に国家主席、国务院総理（首相）、将来のリーダー候補らが出席した際の発言、重要審議事項の採決、閉幕後の首相会見である。

もっとも、今年の全人代では、習近平国家主席の任期撤廃につながる憲法改正、王岐山国家副主席、劉鶴副首相らの政府人事など例年以上に重要な審議事項に注目が集まった。一方、政策面では昨年秋の党大会で基本方針がすでに示されていたためあまり取り上げられることはなかった。

2. 全人代とは

そもそも、全人代とは耳慣れた言葉である反面、外国の議会制度でもあり情報量が不足している面がある。たとえば、憲法で定められた権限、審議事項、審議過程、審議スケジュール、キーパーソン、現会期の主要議題等が日本で報道されることはほとんどない。

全人代は、各地方人民代表大会（人代）の間接選挙による代表と人民解放軍から選出された代表で構成され、憲法57条で国権の最高機関に規定されている。ただし、中国では国権そのものが共産党の指導に従うことになる。また、主要国の制度とは異なり唯一の立法機関ではない。憲法62条で「基本的な法律」を制定すると規定されているが、同67条で「全人代が制定すべき法律を除く法律」を制定する権限が同常務委員会に与えられている²。何が「全人代が制定すべき」「基本的な法律」か明確な規定はない。

たとえば、昨年9月「国歌法」が制定された。「義勇軍行進曲」が中国の国家として憲法に明記されているが、国歌として演奏する際の儀礼等についての規範がなかったため制定された法律であり、この法律は全人代常務委員会が制定した³。

中国を地域別に見る際、「一級行政区」と呼ばれる31の省区市を基準にみるが、全人代の代表は、台湾省（仮想的な概念）と特別行政区（香港、マカオ）を加えた34の地域と人民解放軍の合計35の選挙単位の代表であり、第13期（今年～2022年）の定員は2980人、うち女性が742人を占め⁴、女性比率は24.9%と日本の10.1%と比べ高い⁵。主要国と同じく代表には不逮捕特権もある。

関心が集まる政府活動報告は、国务院常務会議、党中央政治局会議の審議を経たにもかかわらず、「案付き」であり、翌日以降の全体会議で審議され、閉幕日に採択されるまで今年は86か所の修正が施された。開幕前日に公表された今年の全人代の審議事項は次頁図表1の通りであり、本稿では赤字で示した重要事項について順次整理する。

¹ 35の選挙単位は後述する。

² 以上の憲法上の全人代の位置づけは、岡村志嘉子「中国における立法法の改正」（国立国会図書館）による。

³ 岡村志嘉子「中国の国歌法」（国立国会図書館）

⁴ 以上の第13期全人代の代表に関する記述は人民日報（日本語版）による。

⁵ Inter-Parliamentary Union, “Women in national parliaments”によると、2018年1月時点で、中国の女性議員比率は順位でみると193か国中71位だが、世界平均の23.4%を上回っている。一方、日本は158位にとどまる。

図表 1. 全人代の審議事項

①	政府活動報告の審議
②	国家発展改革委員会による国民経済・社会発展計画の審議
③	財政部による予算報告の審議
④	憲法改正案の審議
⑤	監察法草案の審議
⑥	全人代常務委員会活動報告の審議
⑦	最高人民法院活動報告の審議
⑧	最高人民検察院活動報告の審議
⑨	国務院機構改革案の審議
⑩	国家機構の構成メンバーの選挙・任命

(出所) 新華通訊社 (訳出は中国通信社による)

3. 政府活動報告

政府活動報告では、経済指標の目標値に注目が集まるが、それに続く大半の部分で今年の課題(「重要任務」)が詳細に示されており、それらにこそ注目すべきではないかと思う。

今年については、上述のとおり党大会で示された内容を追認したものであったため取り上げられることが少なかったが(専門家にとって既知の事柄が多かったが)、今の中国の状況を端的に示したものであり、順次紹介したい(項目は次頁図表2を参照)。

第一に「サプライサイド改革」を取り上げ、「引き続き『三去一降一補』(過剰生産能力・在庫・レバレッジ解消、コスト削減、弱点補強)にしっかりと取り組む」とし、鉄鋼、石炭の生産能力削減の目標値が示され、石炭火力発電所の停止が盛り込まれた。また、「製造強国づくりを加速する。集積回路、第5世代移動通信(5G)、航空エンジン、新エネルギー自動車、新素材などの産業を発展させ、重要脆弱設備特別プロジェクト(製造業の重要設備の補強)を実施し、インダストリアル・インターネットのプラットフォームを発展させ、『中国製造 2025』モデル区を創設する」と、従来からの産業政策の方向性があらためて示された。

また、現行の増値税(付加価値税)は、17%、11%、6%と3つの税率が適用されているが、これを2つに集約させるなど税制改革を行い、個人、企業向けに8000億元の減税を提案している。同時に、社会保険料負担や電力料金の引き下げにより企業の税外負担を3000億元軽減するとした。

第二に、「革新型(イノベーション) 国家の建設加速」を取り上げ、産官学連携による「国家イノベーション体系の建設強化」を示し、「大衆による起業・革新の『アップグレード版』を構築する」必要性を指摘している。

第三に、「カギとなる分野の改革深化」を取り上げ、国有資本・国有企業改革、財政・租税体制改革、金融体制改革の加速を示した。

第四に、「3大堅塁(3大課題(金融リスク防止、貧困脱却、環境汚染解消)) 解決への努力」を取り上げている。これが、昨秋の党大会でも示されたとおり、習近平政権の最重点課題であることは周知の事実であろう。

第五に、「農村振興戦略」では、『インターネット+農業』を発展させ、多くの方途で農民の収入を増やし、農村における第1次・第2次・第3次産業の融合発展を促す」と、日本の農業改革でも取り上げられる6次産業化の発想が示されていた。また、話題になったトイレ革命は、「農村居住環境改善3年キャンペーンを着実に繰り広げ、『トイレ革命』を推し進める」との文脈で盛り込まれた。

第六に、「地域間の調和発展戦略」を取り上げ、中国が推進する2大戦略的開発エリアである雄安新区とグレイター・ベイ・エリア構想の建設推進が盛り込まれた。

第七に、「消費拡大、投資促進」が盛り込まれ、インフラ投資について、「今年は、鉄道投資 7320 億元、道路・水運投資 1 兆 8000 億元前後を達成し、建設中の水利プロジェクトへの投資規模が 1 兆元に達するようにすることとする」ことが盛り込まれた。

第八に、「全面的開放の新たな枠組み形成」として対外政策、通商政策が盛り込まれた。第一の柱は「一帯一路」の推進だが、第二の柱である外資系企業の対中投資環境の改善について、欧米メディアが報じた水面下で進められている米中交渉で焦点の一つとなっている外資との合弁のあり方の見直しを先取りするような内容が明記されている。日本企業の事業戦略にも影響を及ぼす内容でもあり、少々長くなるが抜粋する。「外商投資の安定した伸びを促す。国際的に普及している経済・貿易ルールとの一致を強化し、世界一流のビジネス環境を整備する。一般製造業を全面的に開放し、電気通信・医療・教育・養老・新エネルギー自動車などの分野の開放を拡大する。銀行カード決済などの市場を秩序立てて開放し、外資系保険ブローカーの経営範囲規制を廃し、銀行・証券会社・基金管理会社・先物取引会社・金融資産管理会社などの外資持株比率規制を緩和もしくは撤廃し、中国資本の銀行と外国資本の銀行の市場参入基準を統一する。」

第九に、「民生の改善」については、就業・起業促進、所得向上、公平・良質な教育普及に続き、（これも既出ではあるが）「健康中国」の推進、大衆の住宅問題解決が盛り込まれた。前者は、経済のサービス化、高齢化が同時に進行する中国で、日本企業の商機につながることを期待されている医療・介護・健康関連のサービス業の振興を支援する産業政策であり、後者は、中低所得者向けの賃貸住宅の整備促進を目指すものである。

図表 2. 政府活動報告：重要課題

①	サプライサイド改革
②	革新型（イノベーション）国家の建設加速
③	カギとなる分野の改革深化
④	3大課題（金融リスク防止、貧困脱却、環境汚染解消）の解決
⑤	農村振興戦略
⑥	地域間の調和発展戦略
⑦	消費拡大、投資促進
⑧	全面的開放の新たな枠組み形成
⑨	民生の改善

（出所）新華通訊社（訳出は中国通信社による）

4. 憲法改正（国家主席の任期撤廃）

全人代では、国家主席の任期撤廃を柱とする憲法改正が行われ、習一強体制が強化されたことは既報のとおりであるが、本稿では、中国の憲法史を振り返ってみたい。

中華人民共和国の建国以来、中国では 4 つの憲法が制定された。初の憲法典の「1954 年憲法」、文化大革命に基づく「1975 年憲法」、「4 つの現代化」を具現化した「1978 年憲法」があり、1982 年に現行憲法である「1982 年憲法」が制定された。これら 4 つの憲法は、従来の憲法を改正したものではなく全く別個のものであり、各憲法には連続性がない。「1982 年憲法」は、その後、1988 年、1993 年、1999 年、2004 年に改正され今回が 5 度目の改正となる。

過去の主な改正点を振り返ると、1988 年改正では、土地所有権の譲渡や私営経済が容認され、1993 年改正では、社会主義初級段階論を追加、社会主義市場経済を原則化した。また、1999 年改正では、前文に鄧小平理論を追加、非公有制経済の積極的認知が盛り込まれ、2004 年改正では、同じく前文

に 3 つの代表論を追加、私有財産保護や緊急事態条項の導入が図られた⁶。

今回の主な改正点をみると、前文に習近平国家主席が掲げる「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」が明記され、第 1 条で、「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義のもっとも本質的な特徴である」とした。国家主席・副主席の任期撤廃については、第 79 条で、「主席・副主席は、2 期を超えて連続就任することはできない」としてきた文言を削除した。また、新機関の「国家監察委員会」を規定するために第 123～127 条が追加された（図表 3）。

今回の改正により、習近平国家主席は 3 期目に道筋をつけ、集団指導体制に幕をおろしたと評価されている。ちなみに、国家主席、副主席の任期制限は、「1982 年憲法」を制定した際、毛沢東の独裁による文化大革命の惨禍を繰り返さないことを目的に、鄧小平氏が行った制度改革とされるが、具体的には同氏により復権を果たした習仲勳副首相が盛り込んだ規定とされており⁷、父が制定した条項をその子である習近平国家主席が撤廃したことは、歴史の皮肉、父子のドラマが感じられる。

図表 3. 中華人民共和国憲法の主な改正条文

前文	旧	「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び『3つの代表』の重要思想に導かれて」
	新	「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『3つの代表』の重要思想、 科学的発展観、習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想 に導かれて」
第1条	旧	「社会主義制度は、中華人民共和国の根本制度である」
	新	「社会主義制度は、中華人民共和国の根本制度である。 中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である 」
第79条	旧	「中華人民共和国主席、副主席の毎期の任期は、全国人民代表大会の毎期の任期と同じである。 主席、副主席は、2期をこえて連続就任することができない 」
	新	「中華人民共和国主席、副主席の毎期の任期は、全国人民代表大会の毎期の任期と同じである」
—	旧	—
	新	憲法第3章「国家機構」中に1節を追加して、第7節「監察委員会」とし、5カ条を追加して、それぞれ第123条、第124条、第125条、第126条、第127条とする

（出所）新華通訊社（訳出は中国通信社による）

5. 監察法、機構改革

全人代では、憲法に盛り込まれた国家監察委員会の権限を定める監察法が制定されたほか、政府の機構改革も行われた。監察法は国家監察委員会の権限を定めた法律であり、政府機構改革については、これまでの 25 省・委員会を 26 省・委員会に再編する大規模なものであった。

米ウォール・ストリート・ジャーナル紙 (WSJ) によると（“China’s Communist Party Policing Spreads to Cover All Government Workers” (3 月 17 日付け A7 面)）、新たに監視、捜査の対象となる人数が、従来の 2 倍以上に拡大するようであり、その狙いについて、「党政分離」の建前の撤廃につながる可能性を指摘する専門家の評価を紹介している。

政府機構改革は、主に縦割り行政の弊害を解消するために、各省の部局を統廃合する改革が列挙された。このうち、特に注目されたのが、銀行と保険の監督部門を統合し、「中国銀行保険監督管理

⁶ 以上の中国憲法史と主な改正点は、山岡規雄・井田敦彦「諸外国における戦後の憲法改正（第 5 版）」（国立国会図書館）による。

⁷ 時事通信（2018 年 3 月 30 日配信）『習 1 強』に法的根拠＝党の指導を徹底」による。

委員会」を設置したことであった。これは、金融のレバレッジを解消するために、銀行、保険会社がいずれも、過大なリスク資産投資を行ってきた動きに歯止めをかけようとするものであり、金融リスクの防止に向けた体制整備の一環として大方の観測に沿った動きでもあった。

6. 王岐山、劉鶴の登用

政府人事では、習近平国家主席の側近が登用され基盤固めが進められた。とりわけ、王岐山・前共産党常務委員（党中央規律検査委員会主任）と劉鶴・党中央財經領導小組弁公室主任の処遇に関心が集まり、それぞれ国家副主席、副首相に就任した。

王岐山国家副主席は、党や政府の要職を歴任、今後、対米関係において主要な役割を果たすものとみられ一挙一動が注目されている。

王岐山国家副主席、劉鶴副首相とも、習近平国家主席と青年時代からの関係を持つが、前者が、個人的関係を越えた実績を積み重ねてきたのとは対照的に、後者は個人的関係が今の政治基盤を形成している。

2月27日付けWSJ紙は1面記事で、「中国経済の司令塔、劉鶴氏とは何者か？」（“Who Is ‘Uncle He’? The Man in Charge of China’s Economy”）との記事を掲載し、その中で、ハーバード大ケネディスクールへの留学経験があり、英語に堪能で、欧米の市場主義的な考え方に親和性を持つ人となりを紹介している。同時に、上述のとおり劉鶴副首相の政治基盤が習近平国家主席との距離感に依存するため、習近平国家主席が大胆な改革を志向していない下では劉鶴副首相の改革スピードにも限界があるものの、それでも漸進的な改革努力を積み重ねていることを指摘していた。

記事ではまた、アメリカ人の金融市場関係者が劉鶴副首相に面談した時のエピソードとして、統計やチャートが詰まったバインダーを常に用意していたこと、他国の規制緩和や市場開放の研究に多くの時間を費やしていたとのエピソードが紹介されていた。

王岐山国家副主席、劉鶴副首相とも今後の実績をみながら評価されることになるが、まずは安定した政策運営への期待感が高まっていることは確かであろう。

図表 4. 主要幹部人事

	役職	前職
王岐山	国家副主席	党中央規律検査委主任
栗戦書	全人代常務委員長	党中央弁公庁主任
劉鶴	副首相	党中央財經領導小組弁公室主任
易綱	中国人民銀行総裁	中国人民銀行副総裁
楊曉渡	国家監察委員会主任	党中央規律検査委員会副書記

7. 勢いを象徴した全人代、欧米の対中姿勢にも変化

中国経済は、金融リスクに対する政府の目配りもあり、今後数年間は、楽観的な経済情勢が持続されそうな状況である。こうした中で開催された全人代では、習近平国家主席の権力基盤が一段と強固になった。今年の全人代は、中国を取り巻く環境がこの2～3年で大きく前進したことを象徴している。

こうした潮目の変化により、欧米の専門家の間で中国とどのように対峙していくべきか、つまり、政治体制の違いを認めつつ、政策課題については是々非々で交渉し、同時に、欧米の民主主義システムをあらためて強化していく必要性が指摘され始めている。

たとえば、2月27日付け英フィナンシャル・タイムズ（FT）紙は社説で、「このような現実は、

差し迫った課題を突きつける。西側諸国は、・・・欧米政治システムの防衛といった中核的利益を優先する首尾一貫した対中戦略の構築にまい進すべきである。」と主張した。

また、FT 紙の看板コラムニストとして高名なマーチン・ウルフ氏は、全人代の前後 2 度にわたり、定例コラムで中国と対峙していく必要性を指摘、2 月 28 日付けコラムでは、「我々は再び政治体制を競い合う時代を迎えた・・・最も重要なのは民主主義自体を見直すことである・・・我々は課題を克服し、より良い体制に変えていくしかない。」とし、また 3 月 28 日付けコラムでは、「我々は今、戦略的な競争という新時代に突入している。問題は、これにうまく対処できるか、関係を破たんさせてしまうかだ。」と指摘している（図表 4）。

欧米各国は、これまで、中国が経済成長につれて民主化が進むことに期待し、そうではない現実を単に批判するだけにとどめてきたが、今や、中国の興隆が明らかとなり無視できなくなりつつあると同時に、欧米的な価値観とは異なる政治体制にあり、覇権意識を隠そうとしない中国に対峙していくことへの戸惑いが読み取れる。

中国の台頭を意識し、欧米の対中姿勢に変化の兆しがあらわれたことは、今年の全人代、そしてポスト全人代の中国について考える上で重要なポイントであろう。

図表 5. 欧米メディアの主な主張

2/27	FT(社説)	○ 欧米政治システムの防衛といった中核的な利益を優先する首尾一貫した対中戦略の構築にまい進すべき
2/28	FT(Mウルフ)	○ 我々は再び政治体制を競う時代を迎えた ○ 最も重要なことは民主主義自体を見直すことである ○ 我々は課題を克服し、より良い体制に変えていくしかない
3/28	FT(Mウルフ)	○ 我々は、戦略的な競争という新時代に突入している。 問題はこれにうまく対処できるか、関係を破たんさせてしまうかである

（出所）Financial Times

（執筆者連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部

細尾 忠生

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



中国人民銀行新総裁について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

Trading Gr 黄雷鳴、栗林和也、清水暁、倪晓骏

1. はじめに

2018 年 3 月、中国人民銀行総裁は、これまで 15 年間総裁を務めた周小川氏から、易綱氏に交代した。また、これまで政府機関内で経済・金融政策に対する助言を行ってきたとされる劉鶴氏が副首相に任命された。劉鶴氏は、経済担当副首相として、経済政策を事実上取り仕切ると見られる。本レポートでは、これまでの中国人民銀行の歴史を振り返ると共に、今後の金融政策運営への影響について考察したい。

2. 中国人民銀行の沿革

(1) 設立～計画経済時代 (1948 年～1978 年)

中国人民銀行 (以下、PBOC) は、1948 年中国共産党により設立された。PBOC は、国務院の前身である政務院の直属機関として、通貨発行、預金、貸出、送金、外国為替などの金融体制と銀行業務を構築した。PBOC 設立当時、中央銀行としての役割に加え、商業銀行機能も担う中国唯一の銀行となった。其れまでの中国国内各地の市中銀行は、PBOC の管理下、PBOC の組織の一部として再構築され、本店、支店、事務所などに分けられた。

1951 年、中国は、ソ連の制度を参考として、国家が、毎年一定額の資金を PBOC に付与し、年間貸出基金とする体制を構築した。1953 年より、中国は 5 年毎に経済計画を策定する計画経済体制を開始した (所謂、「5 ヶ年計画」)。斯かる中、PBOC は、預金と貸出を国家計画通りに管理・実行することが役割となった。

然し、1966 年、文化大革命の開始により、深刻な経済の停滞と金融環境への影響が生じ、1968 年、国務院は財政安定のため、PBOC の預金凍結を行った。翌 1969 年、PBOC は財政部に合併され、中央銀行としての独立性を失い、国家の財政部門と経済計画部門の記帳・出納担当としての位置づけとなった。1976 年、文化大革命の終焉と共に、PBOC は財政部から独立し、銀行としての体制・機能を再開することとなった。

(2) 国家銀行から中央銀行体制への移行 (1979 年～1992 年)

1978 年 12 月、中国共産党は、第 11 期中央委員会第 3 回全体会議の中で、金融改革と中央銀行の役割を見直すことを決定した。以降、PBOC から一般銀行業務の切り離しが開始されることとなり、1979 年には、農村支援業務、外国為替業務、建設資金業務が、其々中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行に分担された。更に、1983 年 9 月、国務院は PBOC が中央銀行としての機能を専門的に行使することを決定し、同公布を踏まえて、1984 年 1 月より新たな中央銀行としての体制が始まり、一般銀行業務を分離し、中国工商银行に担当させた。

(3) 中央銀行機能の強化 (1993 年～現在)

1993 年、国務院は「金融体制改革の決定」を發布し、金融調節機能、金融監督と金融サービス提供の職責強化を図った。その後、1995 年 3 月に「中華人民共和国中国人民銀行法」が承認となり、

初めて立法化形式において中央銀行としての役割が明確化されることとなった。

その後、2003 年の党大会で国務院機構改革が審議されるなか、銀行や資産管理会社、信託等の金融機構の監督職能を PBOC から分離することが決定され、新たに「中国銀行業監督管理委員会」（以下「CBRC」）が設立された。以来、中国では金融市場の調節・制度策定を PBOC が担い、監督管理は CBRC や中国証券監督管理委員会（CSRC）、中国保険監督管理委員会（CIRC）が担う形で分断する形となった。然しながら、金融市場の複雑さが増す中では、分離した運営の弊害が目立つこととなり、とりわけ 2015 年の人民元安の進行や株価の急落局面では、縦割り行政の負の側面がクローズアップされることとなった。

最近では、一行三会（PBOC、CBRC、CSRC、CIRC）の連携が意識され、重要通達に合同名義での発布が目立つ状況にある。こういった背景の下、今般の組織再編において、CBRC と CIRC の合併や、PBOC への金融行政の立法権の集中化等の見直しが図られることになったと言えよう。

3. 全国人民代表大会人事

(1) 易綱氏の PBOC 総裁就任

3 月 19 日、全国人民代表大会（全人代）の中で、PBOC 新総裁として易綱氏が任命された。易綱氏は、1980～1994 年、14 年間に及ぶ米国での留学・教鞭をとった経歴を持つ。また、米国から帰国後、1997 年以降は、PBOC で今日に至るまで在籍しており、長年に渡り、総裁補佐官や副総裁の役職として、周小川前総裁をサポートしてきた実績がある。

これまでの発言や対応実績から、易綱氏は市場経済・改革志向を有している人物として認識されている。中立な金融政策の維持、金融債務リスク削減、流動性環境の安定、マクロプルーデンス評価及び政策の更なる推進など、これまでの周小川前総裁の下、PBOC が主導した流れを踏襲すると見られている。

易綱氏経歴

西暦(年)	主な経歴
1978-1980	北京大学
1980-1986	米ハムライン大学留学、米イリノイ大学経済学博士号取得
1986-1994	米インディアナ大学准教授
1994-1997	北京大学教授、北京大学経済研究センター 副センター長、など
1997-2002	PBOC金融政策委員会 副秘書長
2002-2003	PBOC金融政策委員会 秘書長、PBOC金融政策司 副司長
2003-2007	PBOC金融政策司 司長、PBOC総裁補佐官、国家外貨管理局 北京支店外貨管理部主任、など
2007-2009	PBOC副総裁
2009-2014	PBOC副総裁、国家外貨管理局 局長
2014-2016	PBOC副総裁、国家外貨管理局 局長、中央財經領導小組弁公室 副主任
2016-2018	PBOC副総裁、中央財經領導小組弁公室 副主任
現在	PBOC総裁、中央財經領導小組弁公室 副主任

(2) その他金融行政関連人事

中国人民銀行総裁以外にも、経済担当の副総理や組織再編により新たに発足する銀行・保険監督委員会の人事、財政部トップの交代も発表された。以下が主な経済・金融関係のトップ人事異動内容となる。

①国務院（政府）副首相：劉鶴（生年：1952 年 1 月）

劉鶴氏は、党中央財經指導小組弁公室主任と国家發展改革委員会（NDRC）副主任の地位にあり、さらに昨年 10 月には、25 人の政治局委員の一人に選定されていた。これまで表舞台で発言することは少なく、北京の政府機関内で経済、金融政策に対する助言を行ってきたとされる。近年では「習近平の知恵袋」と呼ばれており、同氏の絶大な信頼を受ける。

劉氏は、習指導部の経済担当の副首相として、経済政策を事実上取り仕切るとみられ、足下最重要課題の一つである金融リスク回避に向けて、易綱氏と共に取り組むと見られる。

②中国銀行・保険监督管理委员会主席：郭樹清（生年：1956 年 8 月）

1982 年に大学卒業後、経済官僚として制度改革に携わった後、PBOC 副総裁、中国建設銀行会長を経て、2011 年 CSRC 主席、2013 年山東省長、2017 年 CBRC 主席を歴任。今回の人事では、組織再編で新たに生まれる銀行保険监督管理委员会の主席に就任すると共に、PBOC 共産党委員会書記および副総裁に就くことも決定した。

郭氏は、昨年に CBRC 主席に着任すると矢継ぎ早に新規制を導入し、正規の銀行融資以外の「シャドーバンキング」の抑制などを徹底的に進めてきた。金融行政に精通した改革派官僚として知られ、今後は CBRC と PBOC が歩調を合わせ、開放と管理のバランスが取れた金融行政が展開されることが期待される。

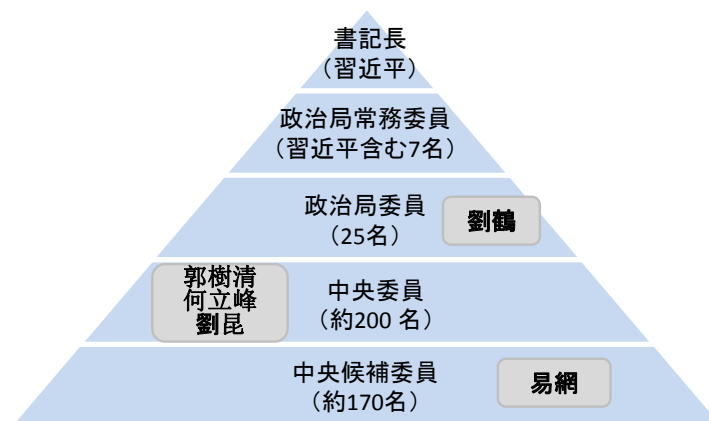
③財政部部長：劉昆（生年：1956 年 12 月）

国務院に就任する肖捷氏の後任として劉昆氏が財政相に就任。前職務は、全人代予算工作委员会主任。政治に対するコミットメント、リーダーシップ、政策策定能力、身長が秀でているという意味で「四高干部（4 つのことに優れたリーダー）」と評判の政治家。

④国家発展改革委员会主任：何立峰（生年：1955 年 2 月、留任）

2013 年に天津市政協主席、2014 年に国家発展改革委員会副主任、2017 年 2 月に国家発展改革委員会主任に任命。経済政策を担う組織のトップであり、天津や中央政府での経済政策手腕が評価されている。

【図表】中国共産党内階層と経済閣僚の党内地位



(3) 劉鶴氏の経済運営

劉鶴氏は、易綱氏が金融政策運営を進めていく中で影響度を発揮すると思われる中、これまでの劉鶴氏の発表した文献や発言から、そのスタンスを読み解く。

①経済成長戦略

経済発展における問題に関しては、構造主義の観点から各種問題を解決しようとするスタンス。「どのような領域において経済成長を促すのか？」という質問に対して、都市化、市場化、産業高度化、国際化の四点を挙げている。これは劉鶴氏の核となる思想であり今後の改革でも非常に重要な要素を占めると推察される。

②金融監督に関して

劉鶴氏の著書の中には、歴史的周期に関して述べられるものが多い。劉鶴氏はリーマンショックなど過去の危機を振り返り、金融システムが脆弱な中、各国で経済成長の為の規制緩和が相次いだ

ことに関して述べており、「規制監督は逆周期的な要素が重要、すなわち経済が発展しており監督が世の中で重要視されていないときほど価値を持つ」と言及している。

③インフレに関して

劉鶴氏は著書の中でグローバルインフレやそれに伴う中国のインフレ状況に関して述べており、インフレの主因は通貨だけでなく、一次産業の独占状態や新興国の台頭など構造的な点に関しても強調している。通貨供給の調節のみでインフレをコントロールすることには疑問を持っており、事実 1980 年後半のインフレに関しては「国民の収入配分格差が構造的矛盾を引き起こしている」との立場をとった。

4. 今後の金融政策見通し

易綱氏は、PBOC 総裁就任決定後初となる経済関連フォーラムでの講演（3 月 25 日）で、「金融業の対外開放を拡大する」ことを表明し、外国企業に対する市場参入規制の緩和を進める考えを示した。講演と同時に、PBOC の HP には、タイムラインも示した開放項目も発表し、市場開放への意欲を示した。一方、同講演では、リスク管理の重要性も強調し、「金融業の開放と金融リスクの予防を等しく重視する」と表明した。これらの発言からは、近年緩やかなペースで進められる人民元国際化や中国金融市場の対外開放の動きは維持しつつも、資本や為替相場に急激な変化が生じる際には、金融市場の安定を優先させるものと思われ、政策運営スタンスは、周小川氏時代を踏襲することとなりそうだ。

一方、金融調節手法においては、早くも変化の兆しが垣間見えた。4 月 17 日、PBOC は預金準備率を 1%引き下げることを発表したが、同時に、準備率引き下げにより返還される 1.3 兆元（約 22 兆円）のうち、9,000 億元は MLF（PBOC から特定銀行に供給される資金供給オペ）の返済に充当しつつ、残り 4,000 億元については、中小企業貸出に充当するように明記した。これまでも金融調節に準備預金率の操作は行われてきたが、今回のように、PBOC オペとの相殺を含む形で民間銀行に働きかけをすることは無かった。ここ数年、PBOC の金融調節は、厚めの預金準備率賦課を通じて民間銀行から潤沢な資金を回収しつつ、環境に応じてきめ細かな資金供給オペを打ってきたが、オペ金額が膨張するなか、預金準備金率の引き下げとオペ金額の減少を合わせ技で行うことにより、民間銀行の金利負担減少と PBOC の金融政策運営の透明性向上を図った可能性がある。今回の対応が今後も続くのかどうか、注目していきたい。

為替政策の運営に関しては、現状の水準に満足しているとの発言に見られるように、人民元安から回帰し、資本流出も打ち止めとなった状況下、大きな政策変更は無さそうだ。2015 年夏場の人民元急落直前の 1 米ドル=6.20 元近辺を下限、マーケット参加者の心理的節目となってきた同 6.50 元近辺を上限とし、しばらくはレンジ内での推移が継続するであろう。但し、米中貿易戦争を発端としたボラティリティ拡大が生じる状況では、金融・経済の安定を目的に、大規模な介入発動も十分に考えられ、注意が必要だ。

以 上

(連絡先)

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部

E-mail: ni_xiao_jun@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2930

**税務会計：税関総署が「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法」を公布**

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔（Xu Jie）

中国税関総署は、企業の貿易安全性を高め、商取引環境を改善するべく、2017 年 12 月 26 日付けで「中華人民共和國税関事前裁定管理暫定弁法（税関総署令第 236 号、以下「管理弁法」）」を公布した。また、管理弁法の公布により、世界貿易機関（WTO）での承諾を果たすことも狙っている。管理弁法は 2018 年 2 月 1 日から施行されている。

「管理弁法」の概要**事前裁定制度の申請資格**

事前裁定の申請者とは税関登録を行った輸出入事業者である。事前裁定は輸出入の実務に関する税関事務の範囲内に限られている。

事前裁定制度の税関事務

事前裁定の範囲は以下に示す通りである。

- 商品分類
- 原産地又は原産資格
- 輸入貨物の課税価格に関連する要素、評価方法
- 税関総署が規定するその他の税関事務

申請時期と税関の受理

当該申請者は貨物の輸出入予定日の 3 か月前までに登録地の直属税関に事前裁定を申請する必要がある。ただし、特別な状況かつ正当な事由を有する輸出入業者は、貨物を輸出入する前の 3 か月以内に事前裁定を申請することができる。

「事前裁定決定書」

税関は、申請者から「事前裁定申請書」を受理した後、10 日以内に受理の可否を行う。受理の決定後、受理日から 60 日以内に「事前裁定決定書」を交付し、営業機密がある場合を除き、同決定書を公示する。

事前裁定の有効期限は 3 年間である。ただし、事前裁定決定書の根拠法、行政法規、税関規定、税関総署公告の改定などによって効力に影響を及ぼす場合、同決定書は自動的に失効する。なお、同書の交付前の輸出入貨物には遡及して適用されない。

申請者が同決定書の内容に不服がある場合、税関総署に再審査を請求できる。再審査の結果にも不服がある場合、法に従い人民法院（裁判所に相当）に行政訴訟を提起できる。

KPMG の所見

企業と税関双方が、価格、商品分類、原産地などの問題点で異なる見解を持つことはよく見受けられる。この見解の不一致が企業の輸出入の通関手続上、効率化の向上の阻害要因となっている。また、それが原因となり、企業は通関した後にも、税関査察、税金追徴、延滞責任が問われ、さらには行政処罰となるケースもある。実務経験上、企業は税関に事前に口頭で問い合わせを行って税関事務リスクを可能な限り低減させていると理解している。しかし、口頭による事前の問い合わせには法的効力を有する文書がなく、かつ、同一問題に対して各税関職員の考え方も異なることが多い。そのため、企業にとって税関の輸出入に関する判断を予測するのは極めて難しいと言える。

2015 年 7 月、税関総署は上海自由貿易試験区に商品分類行政裁定制度パイロットプログラムを導入した。しかし、申請企業に対する登録地及び商品品目などの要求が細かいため、商品分類行政裁定件数は現時点でも限定的であり、輸出入企業のすべてのニーズを満たしているとは言えない。

今後、税関は、輸出入貨物に対する事前裁定制度に基づき、貨物が実質的に輸出入される前に、輸出入段階で商品分類、原産地、課税価格に関連する要素及び関税評価方法などの税関事務の審査・手続を完了することが可能となる。これにより、税関及び企業双方も申告時若しくは申告後に予見される争議を減らすことが可能となり、通関手続も効率化を図れるだろう。事前裁定制度はすべての直属税関が事前裁定を行う権利を有するため、税関総署から授権された分類センターが分類行政裁定を行わなければならない制度と比較した場合、税関はより多くの人員を事前裁定業務に配属でき、企業の事前裁定申請が受理される可能性が高まると考えられる。

「管理弁法」によって確立された事前裁定制度は、税関が企業信用管理制度、新税関稽查制度及び全国税関通関一体化改革に続いて打ち出した新たな重要措置である。また、同制度は中国税関が WTO の「貿易円滑化協定」を履行することを意味しており、中国の現在の成文法を主とする法律体系から見ると革新的であると言えるだろう。

今回、公布された法律は管理暫定弁法である。そのため、税関は、今後、企業の実務面で下記の事項に対して詳細に規定していくと考えられる。

1. 受理部門

「管理弁法」は事前裁定の申請について、申請者所在地の直属税関が受理すると規定しているが、受理する部門は明確に定められていない。このため、事前裁定が適用される商品分類、原産地及び輸入貨物の課税価格に関連する要素、関税評価方法などの税関事務については、直属の税関内の各部門（関税、価格、分類、原産地など）の業務範囲に及ぶため、受理部門を確定する必要がある。

2. 申請書類

「管理弁法」は、申請者が、事前裁定の申請に必要な各種書類を詳細に規定していないため、税関ごとに必要書類の要求事項が異なるだろう。このため、申請書類を準備しておくために、税関の事前裁定手続の公開性と統一性の観点から申請に必要な各種書類、関連する輸出入貨物証憑、その他の書類などを明確にしておかなければならない。

3. 申請受理

「管理弁法」によると、税関は、申請者から「事前裁定申請書」を受理した後、10 日以内に受理の可否を決定しなければならない。また、「管理弁法」は申請を受理しない 3 つのケースを列挙しているが、それ以外の場合でも税関が拒否できるかどうかは明確にしていない。

4. 特別な状況

「管理弁法」によると、「特別な状況がある場合」とは、輸出入事業者に「正当な事由」がある場合を指し、その場合、貨物を輸出入する前の3か月以内に事前裁定申請書を提出できる。しかし、どのような状況が特別な状況に該当するのかは明確にされていない。

5. 事前裁定制度と類似制度の関係

事前裁定制度は「管理弁法」のほか、同法の公布前に実施されている輸出入貨物税関事務の事前審査制度がある。既存の制度は税関事前分類制度、税関価格事前審査制度、原産地事前確定制度である。今後、「管理弁法」の施行に伴って、既存の制度と事前裁定制度の関係ならびに「事前裁定決定書」の効力についても一層明確にすべきであろう。

今後、申請企業は「管理弁法」の下記の内容についても注意が必要である。

1. 申請資格

企業が通関業者に代行委託する場合、申請者として税関に事前裁定を申請できるが、通関業者は申請資格者には該当しない。

2. 輸出入貨物の予測可能性

申請者が事前裁定を申請する場合、税関は、貨物が3か月後に輸出入される予定であることを立証できる輸出入契約書若しくは意向書の写し、船舶名、航海番号などの書類ならびに必要な情報を要求する可能性がある。

3. 輸入貨物の課税価格に関連する要素、評価方法の事前裁定

当該事前裁定は、課税価格に対する事前裁定でなく、適用対象である関連要素及び評価方法に対する事前裁定である。このため、企業は、ロイヤリティが輸入貨物の課税価格に算入できるか、取引当事者双方の特別な関係が成約価格に影響するかについて税関に事前裁定を申請できる。ただし、具体的な課税価格は事前裁定の対象外である。

企業は、輸出入対象貨物の分類、原産地、課税価格に関連する要素及び関税評価方法などの税関事務に関する評価を行い、かつ、評価を基にした事前裁定を申請することで税関事務リスクを低減させることができる。例えば、企業が高額な関連取引金額若しくはロイヤリティを支払った場合、課税価格に関連する要素ならびに評価方法について、事前裁定の申請を検討することが可能となる。また、輸入商品が最新、かつ分類も不明確な場合、分類の事前裁定を申請することも可能である。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場二期 29F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com



法務:海外年金 ～中国における新しい「企業年金弁法」の施行について

三菱UFJ信託銀行株式会社

年金コンサルティング部 リサーチグループ

主任調査役 菅谷和宏

中国では公的年金を補完するため、2004 年「企業年金試行弁法」により企業年金が創設されましたが、中国経済の発展と急速な少子高齢化へ対応するため、今年 2 月 1 日に新しい「企業年金弁法」が施行されました。今回の改正法では、企業年金の定義が明確化され、企業年金の納付および受領についての規定の明確化および納付方式・納付額の詳細が規定されました。中国でも、少子高齢化が進展し、私的年金への期待・役割が拡大しています。

本稿では、新たに施行された「企業年金弁法」の概要と、今年 1 月に実質合意に至りました「日中社会保障協定」について解説します。

1. 中国の年金制度の概要

中国の年金制度は、公的年金「基本養老保険」と、任意の私的年金「企業年金」、「商業養老保険（個人年金）」で構成されます。

公的年金の「基本養老保険」は、公務員を対象とする「公務員基本養老保険」、都市部就業者を対象とする「都市従業員基本養老保険」、都市部非就業者および農村部住民を対象とする「都市・農村住民基本養老保険」に分立しています。基本養老保険は、賦課方式（国庫負担または企業拠出）の 1 階部分（基礎年金）と、個人拠出による積立方式の 2 階部分（個人口座年金）からなります（図表 1）。

「都市従業員基本養老保険」の基礎年金は企業が保険料を拠出し、国庫負担は原則ありません。一方、「公務員基本養老保険」と「都市・農村住民基本養老保険」の基礎年金は、国庫負担により賄われています。

（図表 1）中国の公的年金制度

（公務員基本養老保険）	（都市従業員基本養老保険）	（都市・農村住民基本養老保険）
公務員、共産党員 公共部門の医師・教師	都市部の民間従業員および自 営業者	農村部の住民および 都市部非就労住民

（出所）厚生労働省「海外情勢報告 2013」を基に筆者作成

2. 中国の公的年金制度

中国の公的年金制度は、1951 年に制定された「労働保険条例」による国営企業従業員を対象とする全額事業主負担の制度から始まりました。政府の計画経済の下、ほとんどの国営企業で終身雇用を前提としていましたが、1980 年代から市場経済化が進み、経済発展とともに民間企業や外資系企業が参入し、人材の流動化も進みました。

そのため、社会保険制度を経済の実情に合わせるため、1993 年「第 8 回全国人民代表大会常務委員会」において、「中国の経済発展レベルに合致する社会保障制度を構築し、合理的な負担による社会保障基金制度を設立する」ことが示されました。

1997 年に、国務院（内閣）「統一の企業勤労者公的年金保険制度の確立に関する決定」が公布、都市部就業者に対して「都市従業員基本養老保険」が創設されました。

2005 年に、国務院「企業従業員の基本養老保険制度の改善に関する決定」が公布され、都市部の全ての従業員と自営業者の加入促進が進められました。対象者は、国有企業、都市部集団企業（市未満の区レベルが運営する官営企業）、都市部私営企業の従業員および外資系企業の中国人従業員です。

さらに、国民皆年金制度を実現するため、国務院は 2009 年「新型農村社会養老保険の試行に関する指導意見」、2011 年「都市住民養老保険の試行に関する指導意見」を公布し、農村部就労者を対象とする「新型農村社会養老年金制度」と、都市部非就業者を対象とする「都市住民基本養老保険制度」を創設しました。2010 年に、年金、医療、失業、労災、出産に関する社会保険制度の共通法「社会保険法」が公布（2011 年 7 月 1 日施行）され、「新型農村社会養老保険制度」と「都市住民基本養老保険制度」は、「都市・農村住民基本養老保険」として統合されました。

制度の運営・管理は全国一律ではなく、各行政単位（省、直轄市（北京、天津、上海、重慶の 4 都市）、自治区）および特別行政区（マカオ、香港）に属する市・県級の社会保険管理機構で行われていましたが、制度運営の安定化のため、社会保険法（2011 年 7 月施行）により、全国レベルへの制度統合作業が進められています。

受給資格は加入期間 15 年以上で、支給開始年齢は、法定退職年齢（男性：60 歳、一般女性 50 歳、女性管理職 55 歳）です。退職年齢到達時に加入者期間が 15 年に満たない場合は、一時払い保険料を拠出することで受給資格を満たすことができます。

「都市従業員基本養老保険」は、基礎年金への企業拠出と個人口座年金への本人拠出により賄われ、企業拠出は従業員の平均賃金総額の原則 20%で、本人拠出は、平均賃金総額の 8%です。なお、企業拠出は地域により保険料が異なり、上海市：20%、北京市：19%、大連市：19%、広州市：14%、深圳市：13%等となっています。

3. 中国の企業年金の概況

中国の企業年金は確定拠出型で、1991 年の国務院「企業従業員養老保険制度の改革に関する国務院の決定（33 号）」の公布により、「企業補充養老保険」が創設されました。その後、経済と労働市場の拡大とともに、企業年金の必要性が再認識され、2004 年 5 月に「企業年金試行弁法」が制定され、企業年金の本格的な普及が進められました。

さらに、企業年金の推進と多様な社会保障体系を構築するため、2013 年 12 月に中国人力資源・社会保障部と財務部は共同で「企業年金に繰延課税措置を導入する通知」を公布（2014 年 1 月施行）、この通知により企業拠出は非課税となり、本人拠出は賃金の 4%まで所得控除が可能となりました。企業拠出は、賃金総額の 5%まで損金算入が可能です。運用収益は個人口座に非課税で積み立てら

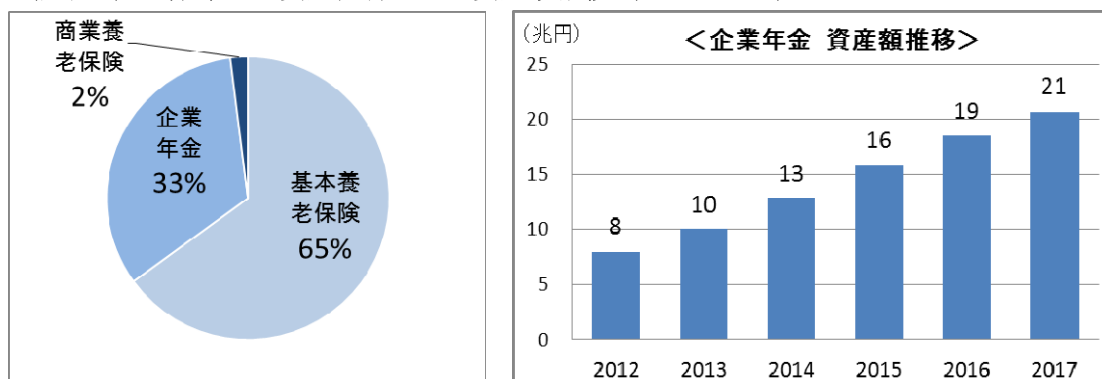
れ、支払時には課税されます。税制繰り延べによる税制優遇により、企業年金の拡大が推進されています。

企業年金は、基本養老保険の加入を前提として、企業が任意で実施する制度です。企業年金の設立要件は、①基本養老保険に加入し保険料を納付している、②相応の経済負担能力を有する、③団体としての交渉機能を有する、企業です。

企業年金の実施に際して、「企業年金方案」（日本の年金規約に相当）を策定し、従業員との集団協議を通じて、従業員代表大会または従業員全体の採択が必要です。企業年金方案には、①加入者の範囲、②保険料負担財源、③個人口座の管理方法、④年金基金の管理方法、⑤年金の計算・支払方法、⑥支払条件、⑦管理・監督の方法、⑧保険料拠出停止の条件、⑨企業・従業員双方が決めるその他事項、などが規定されます。保険料は、企業と従業員で拠出し、企業拠出は前年度の従業員賃金総額の 12 分の 1 まで、かつ企業拠出と従業員拠出の合計額は前年度の従業員賃金総額の 6 分の 1 までが上限とされています。また、企業拠出は最初から従業員に帰属させることもでき、加入期間に応じて段階的に帰属させることも可能であり、この場合は帰属させるまでの加入期間が 8 年を超えてはいけません。

中国人力資源・社会保障部の公表によると、企業年金の資産規模は 2017 年に 1.24 兆元（約 21 兆円、1 元=16.67 円換算）に達し（図表 2）、中国保険監督管理委員会の公表では、企業年金の実施企業数は 76,300 社（2016 年）、加入者数は 2,325 万人（2016 年）まで拡大しています。

（図表 2）企業年金の資産割合および資産額推移（2012～2017）



（出所）中国保険監督管理委員会 HP および中国人力資源・社会保障部 HP より筆者作成

4. 新しい「企業年金弁法」の施行

2017 年 12 月 18 日、中国人力資源・社会保障部と財務部は共同で「企業年金弁法」（中国人力資源・社会保障部第 36 号）を發布、2018 年 2 月 1 日に施行されました。2004 年 5 月「企業年金試行弁法」の施行から 14 年が経過し、企業年金に関する実施細則など様々な条例が相次ぎ発表されてきました。そのため、今般、社会保障制度の健全化を図るための改正・整備が行われました。

主な改正項目は次の 3 点です。1 つ目は、企業年金の定義について「企業年金は、企業および従業員が法に基づき基本養老保険に加入することを基礎として、自律的に確立された補足的な養老保険制度である」、と明確化されました。

2 つ目は、企業年金の納付および受領について規定が整備され、「企業年金の費用は企業と従業員が共同で納付する」および「企業は企業年金に加入する従業員のために個人口座を開設する」ことが規定されました。拠出限度額について、従来は「企業拠出は前年度給与の 12 分の 1、従業員拠出は 6 分の 1 以内」でしたが、「企業の年間拠出額は全従業員の賃金総額の 8%を上回らず、企業と従

業員個人が納付する拠出合計は全従業員の賃金総額の 12%を上回らないこと」と規定されました。また、個人口座における拠出および投資収益は、「企業が拠出した時点で従業員個人に帰属させる、また、従業員の勤続年数によって従業員に帰属する割合を増加することもできるが、完全に従業員に帰属する年数は最長で 8 年を超えないこと」、と規定されました（図表 3）。

（図表 3）新しい「企業年金弁法」の主な改正項目

	改訂前	改訂後
①企業年金の定義明確化	企業及びその従業員が、法に基づき加入する基本養老保険に加えて、任意に設立する補充養老保険制度	・企業年金は、企業および従業員が法に基づき基本養老保険に加入することを基礎として、自律的に確立された補足的な養老保険制度
②納付および受領方法の規定整備	<掛金額> 企業拠出は前年度給与の 12 分の 1、従業員拠出は 6 分の 1 以内 <受領方法> 国が規定する退職年齢に達した時、一時金もしくは定期受取として受領	<納付・掛金額> ・基金は完全積立制を実施し、企業は企業年金に加入する従業員のために個人口座を開設 ・企業の年間拠出上限額は全従業員の賃金総額の 8%を上回らず、企業と従業員拠出の上限額は全従業員の賃金総額の 12%を上回らずとする <受領方法> ・毎月または一括での受け取り ・全部または一部資金で商業養老保険の購入可能 ・従業員が死亡した場合、資産は遺族に継承
③納付方式および給付額細分化	（規定なし）	<納付方式> ・企業拠出は企業年金法で確定した比率及び方式で拠出（企業拠出上限は加入者拠出平均額の 5 倍を上回らないこと） ・企業拠出の従業員への帰属については、拠出時又は従業員の勤続年数により帰属する割合が増加するように設計することも可とするが完全に従業員に帰属させる年数は 8 年を超えないこと

（出所）中国、広東広信婦君達法律事務所「広信法律ニュース、2018 年第 2 期」より筆者作成

なお、給付方法は、従業員が定年退職年齢に達するかまたは労働能力を完全に喪失した場合に、「本人の個人口座から月あたりの分割または一括で企業年金を受領するか、受領額の全部または一部の資金で商業養老保険を購入することができる、従業員または退職者が死亡した場合は、個人口座の残高を遺族に継承する」、と規定されました。

3 点目は、納付方式および給付方法の詳細が規定されました。企業が納付する費用は企業年金方案で確定した比率および方式で従業員の企業年金個人口座に計上されます。従来は、加入者拠出に対する企業拠出については規定がありませんでしたが、今般新たに企業掛金の上限額について規定され、最高納付額は平均額の 5 倍を上回ってはならないとされました。そして、本法の最後に、本法の施行前に発効されている「企業年金試行弁法」と一致しない場合は、本法の施行日から 1 年以内に変更しなければならないとされました。

5. 商業養老保険（個人年金）の推進

少子高齢化の急速な進展により、公的年金の財政不足が懸念されており、中国人民銀行の予測によると、基礎年金（賦課方式）の年間収支は 15 年後には 4.1 兆元（約 68.3 兆円）の赤字に達する可能性があるとしています。そのため、個人での資産形成を推進するため、政府は公的年金、企業年金に次ぐ第 3 の柱として「商業養老保険」を 2008 年に創設しました。商業養老保険は、主に企業が掛金を負担する「養老保障商品」と、個人が掛金を負担する「個人養老保険」があり、国务院直属の保険行政機関である中国保険監督管理委員会が監督します。

中国保険監督管理委員会は、①保険会社の設立・廃止の審査および認可、②保険会社の経営状況、財務状況、資産運用状況の監督・検査、コンプライアンスに係る処分、③保険約款や保険料率の設定・改定の審査、商品内容に関する監督などを行っています。

中国保険監督管理委員会の公表によると、商業養老保険の資産額は 2016 年で約 3,500 億元（約 6.2 兆円）まで拡大しましたが、基本養老保険や企業年金の資産残高を合わせた年金資産残高全体で見ると、2%でしかありません（図表 2）。

政府は、商業養老保険のより一層の拡大が必要であるとし、商業養老保険の加入者の保険料を所得控除とする「個人税繰延型商品養老保険」の試行を 2017 年度から行うこととしました。

一方、保険市場の拡大を踏まえ、中国保険監督管理委員会は「保険会社の関連取引管理の関連事項を一層強化することについての通知」を發布し、保険会社に対して関連取引管理委員会を設立し、執行理事を指定すること、コンプライアンス責任者を置くことなどを求めており、保険会社に対するガバナンスの強化を図っています。

6. 日中社会保障協定の実質合意

最後に、中国との社会保障協定の現状について説明します。現在は中国の現地法人に駐在し、中国で社会保険制度が強制適用となる場合は、日本と中国での年金保険料の二重負担が発生しており、中国での就労期間が短く中国の公的年金の受給資格要件（15 年）を満たせない場合は、中国に納めた保険料が掛け捨てになります。

そのため、この問題を解決するために、社会保障協定の締結に向けて準備が進められています。中国との社会保障協定については、2011 年 3 月に日中実務者間の意見交換を重ね、同年 10 月から第 1 回政府間交渉が始まりました。2012 年 3 月の第 3 回政府間交渉まで順調に進展しましたが、その後の政治問題の発生により、中国側から交渉中断の意向が示されました。2015 年 11 月に第 4 回交渉が再開され、2017 年 10 月 11 日～13 日にかけて第 8 回政府間交渉が行われました（図表 4）。その後、所要の外交ルートでの調整を経て、本協定は実質合意に至りました。今年 1 月 28 日、北京における河野太郎外務大臣と王毅（おう・き）中国外交部長との日中外相会談においても、日中社会保障協定の実質合意が歓迎され、今後、協定案文の確定等に必要な作業を行い、早期発効を目指します。この協定が締結されると勤務期間が 5 年以内の駐在員は派遣元の年金制度のみに加入し、勤続期間 5 年超の駐在員は、原則として派遣先国の年金制度に加入することとなります。

中国国内で就労する日本就労者は、外務省「海外在留邦人数調査統計（平成 28 年度要約版）」によると、2016 年に 128,111 人で、中国での社会保険が適用される地区では、1 人当たり年間百数十万円の保険料負担が発生しており、今回の社会保障協定の発効により、日本貿易会では約 400 億円の二重払い削減効果が得られると試算しています。個人および企業の負担を軽減し、両国間の人的交流、経済交流の促進のため、早期の発効が望まれます。

(図表 4) 日中社会保障協定の政府間交渉状況

	日付(場所)	交渉結果
第 1 回	2011 年 10 月 (北京)	日中社会保障協定の枠組みを確認 ⇒日中双方の考え方の隔たりは少ないという認識
第 2 回	2011 年 12 月 (東京)	両国の社会保障制度に関する詳細な情報交換および意見交換 外国人の社会保険法適用にかかる経過措置を中国側に重ねて要請
第 3 回	2012 年 3 月 (北京)	日中社会保障協定の枠組み、基本的事項について協議 日中双方は、協定の早期締結に向けて協議を加速することを確認
第 4 回	2015 年 11 月 (東京)	日中双方の社会保険料の二重払い等の問題を解決し、個人および 企業の負担を軽減し、人的・経済的交流を促進させることを確認
第 5 回	2016 年 6 月 (北京)	適用対象とすべき両国の社会保険制度や人の範囲（適用範囲）を 議論、協定の早期締結に向けて協議を推進していくことで一致
第 6 回	2016 年 11 月 (東京)	適用対象とすべき両国の社会保険制度や人の範囲（適用範囲）を 議論、早期妥結のため、積極的に協力していくことで一致
第 7 回	2017 年 4 月 (北京)	適用対象とすべき両国の社会保険制度や人の範囲の協定案文につ いて議論、早期妥結に向け、積極的に協力していくことで一致
第 8 回	2017 年 10 月 (東京)	本協定の適用調整等について議論を行うとともに、協定案文につ いても具体的な検討を議論

(出所) 厚生労働省 HP「報道発表資料」より筆者作成

社会保障協定には、保険料の二重払いの防止と相手国で保険料を支払った場合の掛け捨てを防止するために二国間での加入期間を通算する取り扱いがあります。通算した加入期間が日本および相手国の年金の受給資格を満たせば双方から年金を受給することができます。日本は既に、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカなど 17 国と社会保障協定を締結し、イタリア、フィリピン、スロバキア 3 国と社会保障協定の署名を行い、発効待ちの状況です。なお、加入者期間の通算を行うかどうかは、各国の協定により異なります。この他に、スウェーデン、トルコ、フィンランドと、政府間交渉が進められており、オーストリアとは事前協議を行っています（図表 5）。

(図表 5) 社会保障協定の締結状況 (2018 年 3 月現在)

	対象国
社会保障協定締結済	ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク
社会保障協定署名済で発効待ち	イタリア、フィリピン、スロバキア
政府間交渉合意	中国
政府間交渉中	スウェーデン、トルコ、フィンランド
事前協議	オーストリア

(出所) 厚生労働省 HP「社会保障協定締結状況」より筆者作成

中国の人口は約 13.8 億人（2017 年）ですが、1979～2015 年に行われた「一人っ子政策」の影響により出生数は減少しており、2030 年頃をピークに人口減少に転じる予測です。内閣府経済社会総合研究所の統計資料によると、中国の 65 歳以上の人口比率（高齢化率）は 9.4%（2015 年）から 2050 年には 23.3%まで上昇し、急速な少子高齢化の進展が見込まれています。すでに賦課方式である基

本養老保険は年間収支が赤字になることが予測されており、私的年金の拡充が急務とされています。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

＜参考文献＞

- 金 月花「中国企業年金の現状と管理・運用制度」『生命保険経営』第 80 巻第 6 号, (2012.11)
- 金 金蘭「中国における高齢化の現状と高齢者対策」『現代社会文化研究』No.61, (2015.12)
- 王 文亮「中国の公的年金制度における都心と農村の統合」『週刊社会保障』No.2933, (2017.7.24)
- 広東広信帰君達法律事務所「広信法律ニュース (Newsletter of ETR)」2018 年第 2 期, (2018.2)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
年金コンサルティング部 リサーチグループ
菅谷和宏
東京都千代田区丸の内 1-4-5
TEL : 03-6214-6368 (直通)
E-mail : kazuhiko_sugaya@tr.mufg.jp



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。